

社会福祉法人とおの松寿会役員及び評議員等の 報酬・費用並びに慶弔等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とおの松寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬・費用弁償（以下「報酬等」という。）及び慶弔等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (7) 慶弔とは、死亡給付及び見舞金をいう。
- (8) 役員以外の役職として、第三者委員も含める。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会への出席等、必要のつど定額を支払うことができる。
 - 3 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 非常勤理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(非常勤理事等の業務報酬等)

第6条 非常勤理事等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行なった場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表2及び別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。なお、報酬を支給する場合は、日当は支給しないものとする。
- 3 旅費は、実費を支給する。
- 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第11条 常勤役員の報酬は、勤務実績により算出した額を翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。

2 非常勤役員、評議員、第三者委員の報酬等は、必要のつど支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(第三者委員の費用弁償等)

第13条 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

(慰労金)

第14条 この法人の役員及び評議員が退任した場合は、慰労金又は記念品を贈ることができる。

2 前項の慰労金又は記念品を贈る対象者及び金額は、次のとおりとする。

(1) 理事長及び業務執行理事（選任の場合） 1期2年につき2万円

(2) 理事、監事 1期2年につき1万円

(3) 評議員 1期4年につき2万円

3 役員及び評議員で任期途中で退任する場合の慰労金又は記念品の額は、就任月数で除し、かつ千円未満を繰り上げた額とする。

(慶弔)

第15条 この法人の役員及び評議員の慶弔に対しては、次のとおり金品を贈ることができる。

(1) 死亡弔慰

- ア 業務上死亡 役員及び評議員 弔辞、供物10,000円及び弔慰金30,000円
 - イ 一般死亡 役員及び評議員 弔辞、供物10,000円及び弔慰金20,000円
 - ウ 配偶者死亡 役員及び評議員 弔電、供物10,000円及び弔慰金10,000円
 - エ 父母及び同居の子 役員及び評議員 弔電、弔慰金5,000円
- 2 前項第1号の死亡弔慰対象者以外であっても、理事長が特に必要と認めた場合には、金品を贈ることができるものとする。

(見舞い)

第16条 この法人の役員が被災・入院した場合は、次のとおり見舞金を贈ることができる。

- (1) 業務上障害を受けて入院したとき 10,000円
- (2) 重傷病で1箇月以上入院したとき 10,000円
- (3) 火災、水害等の災害を受けたとき 10,000円

2 前項各号のほかに理事長が特に必要と認めた場合は、見舞金を贈ることができるものとする。

(公表)

第17条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月23日（定時評議員会の議決日）から施行する。
- 2 この規程の適用と同時に「社会福祉法人とおの松寿会役職員等の報酬・旅費及び慶弔等規則」は廃止する。

別表 1 (会議出席報酬等)

名 称	報 酬	費用弁償費
理事会出席報酬 (日額)	10,000円 (源泉徴収税控除後)	市外のみ2,000円
評議員会出席報酬 (日額)	10,000円 (源泉徴収税控除後)	市外のみ2,000円
第三者委員費用弁償 (日額)	0円	10,000円 (源泉徴収税控除後)

別表 2 (業務報酬等)

名 称	報 酬	費用弁償費
理事長業務報酬 (月額)	210,000円	報酬に含む
理事及び評議員業務報酬 (日額)	10,000円 (源泉徴収税控除後)	報酬に含む
監事監査指導報酬 (日額)	10,000円 (源泉徴収税控除後)	報酬に含む
第三者委員指導費用弁償 (日額)	0円	10,000円 (源泉徴収税控除後)

別表 3 (出張旅費)

旅 費	車 賃	県 外		県 内	
	1 kmにつき	日 当	宿泊費	日 当	宿泊費
実 費	25円	2,000円	12,000円	1,500円	10,000円